

様式1

事 業 報 告 書 /
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 みのり会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 和歌山県有田川町吉原 908 番地

(3) 設立認可年月日 平成 17 年 12 月 8 日

(4) 設立登記年月日 平成 17 年 12 月 16 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	森野 統	
理 事	原 淳子	
同	森 和代	
監 事	門田 洋二	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	みのりクリニック	和歌山県有田郡有田川町吉原 908 番地	0 床
介護老人 保健施設	つばさ	同上	入所定員 24 人

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
みのり居宅介護支援事業所	和歌山県有田郡有田川町吉原 908 番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和4年 5月 26日 令和3年度決算

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

(7) そ　の　他
なし

法人名 医療法人 みのり会
 所在地 和歌山県有田郡有田川町吉原908番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表 /

(令和5年 3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	26,202	I 流動負債	14,712
現金及び預金	7,791	支払手形	0
事業未収金	17,119	買掛金	924
有価証券	0	短期借入金	12,964
たな卸資産	1,242	未払金	267
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	0	未払法人税等	71
繰延税金資産	0	未払消費税等	0
その他の流動資産	50	繰延税金負債	0
II 固定資産	19,463	II 固定負債	13,000
1 有形固定資産	11,284	医療機関債	0
建物	8,633	長期借入金	13,000
構築物	73	繰延税金負債	0
医療用器械備品	541	その他の固定負債	0
その他の器械備品	474		
車両及び船舶	1,563		
土地	0		
建設仮勘定	0		
その他の有形固定資産	0		
2 無形固定資産	150		
借地権	0	負債合計	27,712
ソフトウェア	0		
その他の無形固定資産	150	純資産の部	
3 その他の資産	8,029		
有価証券	0	科 目	金額
長期貸付金	0	I 資本金	10,000
役職員等長期貸付金	0	II 資本剰余金	0
長期前払費用	0	III 利益剰余金	7,953
繰延税金資産	0	別途積立金	10,500
その他の固定資産	8,029	繰越利益剰余金	△ 2,547
		IV 評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	17,953
資産合計	45,665	負債・純資産合計	45,665

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 みのり会
 所在地 和歌山県有田郡有田川町吉原908番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		118,824
2 事業費用	120,303	
(1)事業費		
(2)本部費		
本来業務事業利益		△ 1,479
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		479
2 事業費用		2,900
附帯業務事業損失		2,421
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事 業 利 益		△ 3,900
II 事業外収益		
受取利息		
その他の事業外収益	1,554	1,554
III 事業外費用		
支払利息	122	
その他の事業外費用	100	222
經 常 利 益		△ 2,568
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		△ 2,568
法人税・住民税及び事業税	71	71
法人税等調整額	0	
当 期 純 利 益		△ 2,639

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式2

381

法人名 医療法人 みのり会
 所在地 有田郡有田川町吉原908番地

※医療法人整理番号

財 产 目 錄 /
 (令和5年 3月31日現在)

1. 資 産 領	45,665 千円
2. 負 債 領	27,712 千円
3. 純 資 産 領	17,953 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	26,202
B 固定資産	19,463
C 資産合計 (A+B)	45,665
D 負債合計	27,712
E 純資産 (C-D)	17,953

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人 みのり会
 所在地 和歌山県有田郡有田川町吉原908番地

※医療法人整理番号						
-----------	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式5

監事監査報告書

医療法人 みのり会
理事長 森野 統 殿

私は、医療法人みのり会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月26日
医療法人 みのり会
監事 門田 洋二